

代 表 質 問

(令和3年3月4日)

大 阪 維 新 の 会
竹 下 隆

前文

私は、大阪維新の会 大阪市会議員団を代表いたしまして、昨日に引き続き、令和3年度予算案並びに 関連諸案件について質問いたします。

Q 1 【一般施設のアセットマネジメントについて】

昨日も、長居障がい者スポーツセンターの建て替えに関して質疑を行いました。本日も市設建築物の資産の有効活用の視点から、アセットマネジメントについて関係各局にいくつか質問したいと思います。

まず、一般施設に関して質問します。市設建築物の更新等においては、各施設の所管局からの観点だけでなく、市民サービスのあり方をはじめ、市民、行政それぞれの目線からの資産価値の最大化や、有効利用、官民連携の可能性、コスト等について、全市的な視点で検討し、マネジメントを推進する仕組みが必要であります。

市設建築物のうち、42の所管所属が管理する、本市に約1,700ある区民センターやスポーツセンターといった一般施設について、今年度から市政改革室に専門部署を設置して「持続可能な施設マネジメント」に取り組み、分析を進め、施設の複合化や多機能化などによる再編計画の策定を進めると聞いております。

しかしながら、今回の長居障がい者スポーツセンターのように、再編計画を作るのに数年かかるようなものやこの数年間で施設の建て替えが必要となるケースについては、取り組みの対象から外れてしまいます。

このように一般施設において今後数年間で建て替えが必要になるケースなどでは、どのように対応して行くのか、市長のご所見をお伺いします。

Q2【学校施設のアセットマネジメントについて】

次に、学校施設のアセットマネジメントについて伺います。

建て替えに関しては、他の所管局が管理する周辺の既存施設などを含め、今ある大阪市の資産を最大限活用する必要がある、それは学校施設も例外ではないと考えます。

少子高齢化が進展し、財政状況が厳しくなる中、本来改築すべき施設を長寿命化することで何とか凌いでいるのではないのでしょうか。

今後の学校施設整備は本当に必要なもの、他で代替できるもの、民間でお借りするものなど資産の選択と集中を考えていくことが必要であります。

学校の施設整備においても、聖域なきアセットマネジメントのもと、資産の最大活用を行い、教育環境の改善に向け取り組むべきではないのでしょうか。教育長のご所見をお伺いします。

Q 3 【斎場・霊園施設の整備に係る将来計画の策定について】

次に、斎場・霊園施設の整備に係る将来計画の策定について伺います。

長い年月の経過とともに都市環境も変化しており、斎場・霊園の立地についても、そうした都市環境の変化を踏まえ、まちづくりや心の安らぎという視点も持ちながら見直しを行っていく必要があります。

こうした考え方のもと、平成30年11月の一般質問において、わが会派から、斎場については場当たりの施設整備や現地での建て替えを行うということでは計画性が無い、今後の斎場のあり方について検討を進める必要がある、また霊園についても、やすらぎの空間として将来像、ビジョンをしっかりと描いておくべきと申しあげたところであり、当時の吉村市長が「斎場や霊園の整備を進めるにあたっては、大都市である大阪に相応しい『施設のあり方』について、長期的なビジョンを持って、整備計画を策定していく」と答弁をされております。

斎場については、一部の施設の集約化も含めた将来計画を検討されているようですが、事業運営の効率化の観点から更なる集約化・高機能化、さらなる市民サービスの向上、市の枠を超えて広域的な連携ができないかについてももしっかり検討するべきであります。

霊園については、墓地改葬を行う場合は霊地使用者の同意や諸手続きに時間を要するなど、移転・集約化に向けては困難な課題も想定されます。現在では計画がないまま、空いた区画に新規の使用者を募集していますが、墓じまいなどにあわせて集約化を進められるよう、長期的な将来計画が必要であります。

将来の斎場・霊園のあるべき姿の実現に向けた市長のご所見を改めてお伺いします。

Q 4 【市営住宅のあり方について】

次に、市営住宅のあり方について伺います。

本市の市営住宅については、大阪府からの移管分も含めて約 11 万戸を管理していますが、特に都心部など利便性の高い市営住宅を中心に、高い応募倍率となっており、当選した世帯とそれ以外とで公平性が確保できていません。これでは住宅セーフティネットとしての役割を的確に果たしているのか、疑問に感じます。

一方、住宅関連データを見ると、市内の民間住宅については近年多数の空家が発生し、また、人口については将来的に減少傾向に転じる見込みであります。

こうした情勢を踏まえると、市営住宅のあり方については議論の余地があると考えています。

市営住宅の建て替えを行わなければならない場合は、建て替え後の立地について、周辺の市の未利用地も活用することで、市の資産の最適化が進み、持続可能なまちづくりを進められると考えます。

膨大な資産を抱える市営住宅のあり方について、今一度考えていく必要があると考えますが、市長のご所見をお伺いします。

Q 5 【市設建築物の更新等の方向性について】

これまで、市設建築物における資産の有効活用の観点から、一般施設、学校施設、斎場・霊園、市営住宅のそれぞれについて質問をしてきましたが、いずれにせよ、将来世代に過度な負担を背負わせないように、市民の貴重な財産である市設建築物を、安心安全な施設として維持し、本市財産として最大限有効に活用していくことが肝要であります。

そのような観点からも、施設については、可能な限り長寿命化を図っていく一方、過大な維持費用がかかる施設については、耐用年数を待たずに周辺の施設の建て替えと併せて更新を進めるなど、施設の状況に応じた対応が必要であると考えますが、市長のご所見をお伺いします。

Q6【さらなるニア・イズ・ベターの徹底について】

次に、さらなるニア・イズ・ベターの徹底について伺います。

我が会派はこれまで、大阪市のあるべき未来を見据え、権限を市役所から住民の手に取り戻す、そのために大阪の統治機構を改革するという強い思いをもって、区政の改革を訴え、前に進めてきました。

これまでの統治機構改革のなかで積み上げられてきた議論をぜひ活かすべきであるとして、令和3年度予算編成に向けて強く要望を行ってきたところであります。

この点、市政改革プラン3.0では、改革の柱としてニア・イズ・ベターの徹底が掲げ^{かか}られているものの、そこで語られているのは、事業監理の強化、区シティ・マネージャー制度の運用徹底といったように、今すでにある仕組みの改善が中心であるように見受けられま^す。

平成24年度に市政改革プランが策定され、新しい住民自治・新しい区政運営の実現に向けた区政の改革が始まってから、令和3年度で10年を迎えようとしています、統治機構改革という理念をいまいちど確認し、区長自由経費・区CM権限にとらわれず、地域の実情に応じたまちづくりの観点から、区政のさらなる改革に臨^{のぞ}んでもらいたいと考えます。

今後、ニア・イズ・ベターのさらなる徹底にどのように取り組み、
進めようとしているのか、市長にご所見をお伺いします。

Q7【青少年指導員と各区成人の日記念のつどいについて】

次に、地域活動支援の一環で、青少年指導員と各区成人の日 記念のつどいについて伺います。

青少年指導員は、市長委嘱により地域において青少年健全育成はもとより様々な活動をしていただいている方々であります。働き盛りの現役世代でもあり、仕事を持ちながら、委嘱業務、さらには地域活動の主要な担い手として活動していますが、年々、その数は減少するなど、担い手が不足し、地域によっては、青少年指導員を確保するのが難しい地域も出ており、青少年指導員の負担はさらに大きくなっているとお聞きしております。

多くの区で50歳までという年齢要件としているため、50歳を過ぎて意欲ある方がいても青少年指導員になれず、側面支援の役割の青少年福祉委員にまわらざるをえなかったり、中には、あまり活動に参加できていない名前だけの方もおられると聞きます。いわば、制度運用が硬直的になっていることによる弊害も出てきているように思います。

また、委嘱業務などの権限が区にあることなどか青少年指導員に十分に伝わっていない側面もあります。

区長が地域の実情をしっかりと理解し、その実情に即して青少年指導員活動が活性化するように、選考や委嘱も含め方策を検討してほしいと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

また、青少年指導員の大きな仕事の一つに区成人の日 記念のつどいの開催があります。新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、1月7日に市長が延期を表明されました。それまで各区の青少年指導員は感染防止対策を講じながら準備を進めてきましたし、開催予定日当日も混乱が生じないよう現地で対応に当たったと聞いております。

延期後の開催時期については、年度内の開催は難しいと聞いておりますが、来年度になると、開催経費の財源の問題が出てきます。市長は、成人式は一生に1度のことであり、新成人のことを考えるとなんとか実施してあげたいとおっしゃられてきました。財源を措置し、必ず開催してあげてほしいと考えていますが、市長のご所見をお伺いします。

Q 8 【働きやすく子育てしやすい社会の実現について】

次に、働きやすく子育てしやすい社会の実現に向け、まず、待機児童対策について伺います。

令和2年4月現在の待機児童数は過去最少の20人となり、目標とする待機児童の解消も現実的なものとなってきました。

今後、待機児童解消に向けてどのように取り組むのでしょうか。

一方で、保育施設の申込みをしても、希望する保育施設などに入れない利用保留児童は令和2年4月現在2,800人余りとなっています。

とりわけ北区・中央区などの都心部では、大規模マンションの建設が相次いでおり、このような地域では、保育施設の整備がまだまだ必要ですが、土地価格の高騰などにより用地確保が困難な状況であり、整備促進に向けたさらなる取り組みが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、コロナ禍で雇用状況が悪化し、失業者・休業者が増える中、令和3年4月に向けた利用申込みについても影響が出ていると思います。今後の利用保留児童の解消に向けた市長のご所見をうかがいます。

さらに、保育所へ通えるようになった後についても、こどもの発熱や病気、けがにより保育所で預かってもらえない場合があります、

働きやすい社会の実現に向けて課題が残っています。その際に利用できる病児保育は重要かつ、保育所に入所された後の支援もしっかりしていくべきだと考えますが、併せて市長のご所見をお伺いします。

Q 9 【公立保育所・市立幼稚園のあり方について】

次に、公立保育所・市立幼稚園の民営化について伺います。

公立保育所は令和3年4月でまだ57か所残っていますが、公立保育所の民営化については、市政改革プランに基づき、令和8年度までに公立保育所を36か所とすることを目指す計画となっており、あと5年ほどで21か所を民営化しなければならない状況であります。

公立保育所の約7割が築40年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、現行の民営化手法のままでは限界があり、新たな手法を検討することとあわせて、令和8年に36か所という目標についても、実現可能な計画に見直し、実効性のある取り組みとして進めるべきと考えるがどうでしょうか。

また、市立幼稚園についても、民営化後において、支援を必要とする児童の民間施設での受け入れ促進策として、「要支援児受入促進指定園」制度を創設し、交付金を給付するなどにより対策を講じてきており、民間施設での受け入れ枠の確保も一定進んできています。しかしながら、この間、民営化自体が進んでいない状況となっており、併せて推進に向けた市長のご所見をお伺いします。

(返し)

こども青少年局に確認したところ、私立の幼稚園施設において要
支援児童の受け入れ促進のための経費に対する交付金および補助金
の今年度の申請件数は、413件であり、この制度の創設初年度の平
成27年度と比較しても約100件の申請者数の増加とお聞きしており
ます。

このことは、私立幼稚園においても、支援を必要とする児童の受
け入れ体制が整いつつあることを裏付けるものだといえます。

今後も、支援を必要とするかどうかに関わらず、希望する園に預
けられる環境整備をぜひともお願いしたいと思います。

Q10【要介護認定調査業務の見直しについて】

次に、要介護認定調査業務の見直しについて伺います。

我が会派はかねてより、様々な事業者が参入できるよう見直しを長年にわたって求めてきました。

その結果、平成25年度から特名随意契約を見直し、幅広く公募を始めたものの、大阪市社会福祉協議会の一社体制は変わらず、令和元年度は大幅な遅滞が生じ、多くの市民や事業者にご迷惑をおかけしたところであります。

これに対し、市長は「抜本的な業務のあり方を検討していく」ことを指示され、それを受けて福祉局では令和3年度から契約期間を一年間とし、24区に分割して募集し、その結果、新たな事業者も参入するとのことでありました。

しかしながら、先の民生保健委員会で、我が会派の原田委員からの質疑のなかで、最終的には全区での事業実施体制の確保ができると聞きましたが、当初の募集では5区で応募がなく課題が残っているものと思われまます。

令和4年度にはさらなる申請件数の増加が見込まれており、新たな事務受託法人の参入を促すべく、民間事業者の意見や新たな提案等の把握が必要ではないでしょうか。令和4年度の募集に向けては、マーケットサウンディングを行うとともに、

令和3年度の事業実施状況のモニタリングも行いながら進めていくべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

(返し)

要介護認定については原則 30 日間、障がい支援区分認定については 45 日間の期間内での認定を実現していただき、同時に、単価などの公募条件の見直しを視野にいれて取り組んでいただきたいと考えています。

また、令和 3 年度から複数事業者による認定調査が行われますが、公平・公正な認定調査への取り組みについて、予算委員会で議論させていただきます。

Q11【ヤングケアラーについて】

次に、ヤングケアラーについて伺います。

厚生労働省によると、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担^{にな}うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子どもを「ヤングケアラー」と定義しています。

この問題については「家族は家族が支えて当たり前」という風潮もあり、これまであまり注目されてきませんでした。国においては全国規模の実態調査を昨年末に行っており、ヤングケアラーへの支援が必要であるという認識のもと、対策を推進するためのプロジェクトチームを^{ほっそく}発足させる方針としています。

政府はヤングケアラーへの対策の必要性を強調していますが本市においてはそういった子供たちの実態把握が進んでいないことから具体的な支援体制の構築には至っていません。

児童虐待の早期発見につなげ、重大な児童虐待ゼロを目指している本市としても早急に対応していく必要があると考えます。

厚生労働省は「特に子どもは、自分自身がヤングケアラーであると認識していることが少なく、学校からの情報を契機として要保護児童対策地域協議会にケース登録される割合が高いといった結果に留意の上、学校・教育委員会との情報共有に努められたい。」とい

う通知を発出していることから、本市としてもまずは実態調査をできるだけ早く行う必要があります。

本市は小中学校において、1人1台の学習者用端末の整備をする予定であり、これを活用したいじめアンケートなども行うと聞いています。同様に本調査にも学習者用端末の活用も念頭におき、まずは実態把握をすべきと考えますが、市長のご所見をお伺います。

Q12【犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた取り組みについて】

次に、犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた取り組みについて伺います。

大阪市では2025年の大阪・関西万博までに犬猫の理由なき殺処分ゼロを目標に計画を策定し、これまでのところ、犬猫の殺処分数の削減目標である前年度比25%減を達成してきています。

今年度の12月末時点の殺処分数は362匹、うち、犬4匹、猫358匹となっており、まだ引き続き取り組みの強化が求められるところです。

一番処分数が多い所有者不明の子猫については、毎年、譲渡団体さんが増えており、哺乳期猫の引取り数も減少傾向にあります。哺乳期猫の殺処分数を削減するためには、今後、個人ボランティアさんなど、多様な方に参加してもらえるような検討が必要です。

また、市内でも多頭飼育崩壊^{けんざいか}が顕在化しており、様々なボランティアさんのご協力等で解決にむけて進んでいるものもありますが、不妊去勢手術や譲渡までの医療費に加えて日頃の給餌等の世話などを一部のボランティアさんだけにお願いするには限度があります。

今後、多頭飼育が崩壊する前に、行政が情報を入手し、譲渡が実現するまで、多くのボランティアさんが参加しやすい取組を検討する必要があります。今回、令和3年度予算には、

これまでご寄附いただいた基金を活用し、新たに動物愛護体験学習センター整備の予算も計上して頂きました。これは、わが会派が要望して来たことが、ここまで進み大変喜ばしく感じております。犬猫の譲渡会や所有者不明猫の一斉不妊去勢手術の実施会場を探すことに困っておられた、多くのボランティアさんにとっても待ち望んで来られたことです。

この施設の開設を契機に、犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた啓発の場としても活用すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

Q13【災害時の分散避難の推進について】

次に、災害時の分散避難の推進について伺います。

新型コロナウイルスのいわゆる第3波の感染拡大に伴い大阪府下全域に発出^{はっしゅつ}されていた緊急事態宣言も、多くの市民・事業者の皆さん、医療従事者の皆さんの頑張りにより、ようやく解除にこぎつけました。

しかしながら、ワクチン接種による集団免疫の獲得や有効な治療薬の開発等が現実のものになるまでは、新型コロナウイルスとの闘いは長く続き、私たちの生活の変容も避けられません。

災害時の避難のあり方もまた同様であり、コロナ禍では、避難所といえども三密を避けなければならず、これまでのように、小中学校に避難して来られる方々をとりあえず体育館で受け入れるという訳にはいかなくなりました。

これからは、安全な知人宅、親戚宅などへと避難することや、堅固で、水害ハザードマップ上問題のない建物なら、自宅で避難を続けることなど、市民に分散避難を強く求め、可能な限り避難所への集中を減らす必要があると考えています。

そのためには、住之江区で進めている分散避難を含めた災害時の避難行動や連絡先をまとめる避難カードのような好事例を全区で共有し、地域の皆さんへの周知・啓発に活かしていくことはもちろん

のこと、機会あるごとに市長の口から市民に対する強いメッセージを発してほしいと思っています。

また一方で、避難所では細かく提供される物資や情報も、自宅避難等を選ばれた方々に届きにくいいため、孤立することがないように支援しなければ、分散避難は広がりません。

自宅避難者に対する救援物資の情報提供などについては、防災行政無線による放送にとどまらず、スマートフォンから容易に入手できる仕組みを構築することや、耐震化や蓄電池等の購入促進を図ることなど、分散避難につながる支援についてもこれまで以上に働きかける必要があるのではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

Q14【行政手続きのスマート化について】

次に、行政手続きのスマート化について伺います。

行政は、これまでのような市民からの申請を待つという受け身の姿勢ではなく、行政が保有する市民のデータに基づいて、市民一人ひとりの状況に応じたサービスを行政の側から適時適切に提供していくという姿に将来的に^{てんかん}転換していくべきではないかと考えています。

申請主義であるために、市民の方が制度を知らずに、本来受けられたはずのサービスを受けられなかったということも起こっています。

ただ、そのような転換には、これまで蓄積されてきた制度や仕組みを大きく変えていく必要があります、すぐに転換を図るのは困難だと思いますが、行政が持つ様々な市民のデータを連携させ、うまく活用することにより、市民の方々の負担軽減や職員の事務作業の効率化が図れる余地があるのではないかと考えています。

また、通知書や決定書などのように、大量に発送しているような文書について、希望者にはデジタル配信を行うようにすれば、行政コストの圧縮や市民サービスの向上につながるのではないのでしょうか。国もようやくデジタル化を重点施策として取り組みに本腰を入れ始めましたが、

本市としてデジタル化をめざしていく将来像や、
そこに向けどのような過程を歩んでいこうと考えているのか、
市長のご所見をお伺いします。

Q15【2025年以降を見据えた働き方改革について】

次に、2025年以降を見据えた働き方改革について伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大により、今年に入ってから再度の緊急事態宣言がなされ、国は民間事業者に対して、テレワーク実施などにより出勤者の7割削減を要請している状況であります。

そのような中であって、本市では、『テレワーク制度及び休暇の取得により、新型コロナウイルス感染症関連業務に従事する職員及び市民生活の維持に必要不可欠な業務に従事する職員を除き、「出勤者数の5割削減」を目指す』こととされています。

まずは、市として掲げたこの目標が達成できているのか確認させていただきます。

働き方改革については、昨年11月の我が会派の一般質問において、市長から「固定化された勤務時間や勤務場所にとらわれない制度をはじめ、労働時間の長さを成果とみるような古い常識を打破し、抜本的な新しい働き方について研究してまいりたい」との答弁をいただきました。研究・検討も重要なことではありますが、大阪市の働き方改革が、この国全体の働き方改革をリードするような、そういった抜本的な改革の目標、絵姿を描いていただきたいと考えています。その内容やスケジュール感をいつ頃までに示されていくお考えなのか、市長のご所見をお伺いします。

(返し)

先日の民生保健委員会において、我が会派の藤岡議員が、
大阪市会で初となるオンラインでの質疑を自宅から行いました。

今回は新型コロナウイルス感染症対応としての面ではあるものの、
オンラインでも成立することが証明されました。

本市においてもこうした働き方改革について、議会からも後押し
をしていきますので、市長におかれましても強力に推進していただ
きますようお願いします。

Q16【シェアリングエコノミーの推進について】

次に、シェアリングエコノミーの推進について伺います。

シェアリングエコノミーは、モノ、サービスや空間などを共有・交換することで生まれる新たな経済活動であります。

シェアリングエコノミーを推進していくことで、将来的には、多額の税を投ずることなく資源の効率的な活用を進めることが可能となり、G20大阪サミットで共有された海洋プラスチックごみ対策に関する新たな国際目標「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の推進や、脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減など、環境面での効果が期待できるほか、交通渋滞などの都市問題の解決や、関連産業の育成などを図ることも可能になると考えます。

一方でシェアリングエコノミーは、一定の規模のユーザーを獲得し、事業として成立させるまでのハードルが高いため、他都市では、事業者と包括的な連携協定を締結したり、具体の取り組みとして公共施設内の遊休スペースを活用した傘のシェアリングを行うなど行政と事業者が連携してシェアリングエコノミーを推進している例があります。

国においては、平成29年1月に、内閣官房に「シェアリングエコノミー促進室」が設置され、関係府省等と連携しながら様々な取組が推進されており、本市においても、例えば庁内横断的な推進体制

を構築し、本市の行政課題の解決等につながる公益性の高い取組を支援するなど、シェアリングエコノミーの拡大に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

シェアリングエコノミーの推進について、市長のご所見をお伺いします。

Q17【自転車の通行環境について】

次に、自転車の通行環境について伺います。

自転車は、排気ガスを排出しない環境にやさしい交通手段です。

脱炭素社会への世界的な潮流が加速する中、我が国も昨年10月に脱炭素社会の実現をめざすことを宣言し、地方自治体も積極的に地球温暖化対策に取り組んでいく責任があります。

地球温暖化対策に加え、大気環境の改善、市民の健康増進、レジリエンスの強化など自転車活用のメリットを踏まえ、自転車を交通手段の一つとして位置づけ、自転車通行環境の整備などの施策を積極的に展開していくべきと考えます。

自転車は車道を通行することが原則であり、歩道上で歩行者と自転車の事故が急増した状況を受け、特に事故の多い市内中心部において、歩行者の安全確保の観点から、現在、自転車の車道左側通行を促す青色矢印の路面表示整備が進められています。

当会派としては、予算編成に向けた要望書にも記載したように、自転車の利用を促進するためには、通行環境として、海外でも進められているような構造物で分離された安全で快適な自転車空間の確保が未来の大阪にとって重要であると考えています。

本市では、「車」から「人」中心のまちづくりをコンセプトに、都心の活性化、都市部の価値向上を促進する都市構造の

リノベーションをめざした取り組みを進めているところであると思いますが、どのように取り組むのでしょうか。

市長のご所見をお伺いします。

Q18【文化振興と芸術活動への支援について】

次に芸術文化の振興についてお伺いします。

大阪市では現在、令和3年度から令和7年度の5カ年を計画期間とする「第3次大阪市文化振興計画」を策定中とのことですが、令和7年度と言えはまさしく2025大阪・関西万博開催の年でもあり、万博へ向けて大阪市の芸術文化施策を展開していくこととなります。

現在、パブリックコメントを実施中の計画案では、大阪の目指す将来像として「文化共創都市 大阪」を掲げられていますが、2025年に向けてどのようなことに取り組まれるのか、市長のお考えをお伺いします。

今年度、大阪市では、新型コロナウイルスへの対策として、芸術家や団体への活動助成を拡充して実施してきたが、現在でも感染の終息が見えず、芸術文化活動の再開が進んでいない状況を踏まえると、来年度も引き続き支援策を講ずべきだと考えます。

加えて、市内では様々な場所でパフォーマーの方が活動していましたが、それらもコロナの影響により活動の場を奪われています。気軽に芸術文化に触れることができ、にぎわい溢れる街とするため、さらには次代を担うアーティスト育成の観点から、街中の様々な場所で活動できる機会を提供するなど支援が必要であると思いますが、市長のご所見をお伺いします。

Q19【バイエリアを含めた新しいまちづくりのグランドデザインの検討について】

次にバイエリアを含めた新しいまちづくりのグランドデザインの検討についてお伺いします。

我が会派ではこれまで何度も質疑を行い、先日、政策要望もさせていただいたところでございます。

港湾の物流機能については、昨年10月に大阪港湾局が発足したことにより、大阪市内だけでなくオール大阪で考えられるようになり強化していくことができるようになりました。

大阪のバイエリアの活性化を図るためには、この港湾における物流機能の強化とともに、海に近いポテンシャルを活かしたにぎわい創出機能などを、ニーズに合わせて、適切に導入していくことが必要と考えます。

2025年大阪・関西万博を成功させることが必須であることは言うまでもないですが、海外をはじめ多くの人が大阪を訪れる大阪・関西万博を契機として、バイエリアの土地利用を再検討し、バイエリア全体の活性化やにぎわい創出につなげていく必要があるのではないのでしょうか。

来年度、大阪府・大阪市・堺市が連携して、「新しいまちづくりのグランドデザイン」を検討していくとお聞きしておりますが、

今後、大阪が持続的に成長・発展していくためにも、ベイエリアのまちづくりも含め、オール大阪で新しいまちづくりのあり方を検討していくべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

Q20【統合型リゾート（IR）について】

次に、統合型リゾートについて伺います。

先月、大阪府・市ではIRの実施方針の修正案を公表し、MICE施設等の段階整備を認めるとの内容が示されました。

コロナ禍以前に設定した条件については、必要に応じて見直していかなければならず、この夢洲で世界をリードするMICEを実現していくべきです。

また、MICE施設等の段階整備により、開業当初のMICE施設の面積は小さくなり、その分、カジノの面積が増えるのではないかといった懸念も聞こえており、こうした懸念を払拭する必要があります。

ポストコロナにおいては、社会状況に応じて柔軟かつ適切に対応していくことが重要であると考えますが、MICE施設等の段階整備など、今回の実施方針の修正案を踏まえ、ポストコロナを見据えたIR誘致のあり方について、改めて市長のご所見をお伺いします。

Q21【大阪パビリオンの出展について】

最後に、大阪・関西万博で地元大阪が出展を検討しているパビリオンについてお伺いします。

この大阪でパビリオンを出展することは、これまで培ってきた最先端医療やライフサイエンスなどのポテンシャルや技術力を、世界が一堂に会する場でアピールすることができ、大変意義があると認識しております。

世界にアピールするためには、パビリオンに訪れた方があっと驚くような仕掛けが必要ではないでしょうか。

2月に取りまとめられた出展参加基本構想（案）では、「『人』は生まれ変わる」、「新たな一步を踏み出す」という意味を込めて出展テーマを「REBORN」としたところがありますが、それを具現化し、理念だけではなく、実際にパビリオンに来られた方の意識や生活様式が、来場前と後で変わるようなパビリオンにしていだきたく思います。

また、パビリオンの建設や運営について、民間資金を活用するには、企業の意見を取り入れることが必要とはなるものの、一方的な企業利益を追求し過ぎることがないように注意が必要であり、企業の参画にあたっては、一定の規律やルールを検討していただきたいとと思います。さらには、市民・府民が参加でき、かつ、

地元の中小企業がアピールできる仕組みや場の提供を行うことも、地元自治体の責務として必要と考えます。

このように大阪パビリオンの出展については、企業利益と公共性についてバランスの取れた舵取りが求められると思いますが、今後どのように検討を進められるのか市長のご所見をお伺いします。

(結文)

以上、各般に渡り質問させていただきました。

しょうさい
詳細につきましては、各常任委員会で議論させていただくことを

申し上げ、私の質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。